令和7年度 山形市青少年問題協議会

日 時: 令和7年7月17日(木)

10 時 45 分~12 時 00分

会 場: 山形市役所 11階 大会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 報告事項 令和6年度 青少年健全育成及び非行防止等の実施状況について
- 4 協議事項 令和7年度 青少年健全育成及び非行防止等の取組みについて
- 5 情報交換

各機関の青少年施策について

- (1) 山形地方法務局(山形人権擁護委員協議会山形市部会)
- (2) 山形保護観察所
- (3) 山形警察署
- (4) 仙台少年鑑別所山形少年鑑別支所
- 6 その他
- 7 閉 会

令和7年度 山形市青少年問題協議会委員名簿

No	号委員	役職	氏名	所属機関	職名等	新任 委員	出欠
1		会長	佐藤 孝弘	山形市	市長		出席
2	2号委員	副会長	金沢 智也	山形市教育委員会	教育長		出席
3	3号委員	副会長	岡野 守昭	山形市青少年育成推進員連絡協議会	会長		出席
4	1号委員	委員	武田 聡	山形市議会	議員	新任	欠席
5	1号委員	委員	阿曽 隆	山形市議会	議員	新任	出席
6	1号委員	委員	高橋 正樹	山形市議会	議員	新任	出席
7	2号委員	委員	井上 一朗	山形地方法務局	人権擁護課長	新任	欠席
8	2号委員	委員	馬場 剛	山形保護観察所	統括保護観察官		出席
9	2号委員	委員	畠山 紘司	山形警察署	生活安全第二課長	新任	出席
10	2号委員	委員	中島 貴史	山形県福祉相談センター	副所長(指導担当)(兼)児童福祉司	新任	出席
11	2号委員	委員	大橋 美子	仙台少年鑑別所山形少年鑑別支所	支所長		出席
12	2号委員	委員	二本柳 朋子	山形家庭裁判所	主任家庭裁判所調査官	新任	出席
13	2号委員	委員	遠藤 賢	山形労働基準監督署	第1方面主任監督官		出席
14	2号委員	委員	細谷 尚寿	村山地区高等学校長会	山形県立山形中央高等学校校長	新任	出席
15	2号委員	委員	山田 博志	山形市中学校長会	山形市立金井中学校校長		出席
16	2号委員	委員	三浦 浩子	山形市小学校長会	山形市立蔵王第三小学校校長		出席
17	3号委員	委員	高野 則夫	山形市民生委員児童委員連合会	会長		欠席
18	3号委員	委員	伊藤 康則	山形市青少年育成市民会議	会長		出席
19	3号委員	委員	田中 千鶴子	山形市女性団体連絡協議会	監事		出席
20	3号委員	委員	前田 浩一	山形市子ども会育成連合会	会長	新任	出席
21	3号委員	委員	村山 良光	山形人権擁護委員協議会山形市部会	子ども人権委員会委員		出席
22	3号委員	委員	沼澤 義夫	山形市青少年指導センター指導委員連絡会	会長		出席
23	3号委員	委員	髙瀨 謙治	山形市社会福祉協議会	常務理事		欠席
24	3号委員	委員	林 勝俊	山形青年会議所	常任理事	新任	出席
25	3号委員	委員	山口 範夫	山形商工会議所	常務理事		出席
26	3号委員	委員	渡邉 さおり	山形市PTA連合会	母親委員長	新任	出席
27	3号委員	委員	工藤 健一	村山地区高等学校PTA連合会	会長	新任	出席

幹事会

教育部長
教育企画課長
教育総務課長
学校教育課長
こども未来課長
保育育成課長
こども家庭支援課長
精神保健·感染症対策室長
社会教育青少年課長
社会教育青少年課課長補佐
社会教育青少年課青少年係長
社会教育青少年課主事
社会教育青少年課主事
市青少年指導センター 専門指導員
市青少年指導センター 専門指導員

3 報告事項

令和6年度 青少年健全育成及び非行防止等の実施状況について

1 基本方針

「山形市教育振興基本計画」に基づき家庭・学校・地域と連携し、次代を担う健全な人づくり を目指します。

山形市の将来を担う青少年が、心身ともに健やかに、たくましく成長していくように、行政は もとより、家庭・学校・地域が連携し、時代に適応した青少年の健全育成・非行防止対策・安全・ 安心の環境づくりを推進します。

2 基本施策

家庭・学校・地域と連携し、次代を担う健全なひとづくり

- (1) 青少年の健全育成体制の充実
- (2) 児童・生徒の登下校時等の安全・安心確保
- (3) 青少年を取り巻く環境の改善
- (4) 青少年を見守る街頭指導・少年相談の充実

3 具体的施策

施 策 1 青少年の健全育成活動の充実

青少年問題に関する理解・意識高揚を図り、青少年の健全育成運動を促進する。

(1) 取組1 青少年の健全育成体制の充実

ア 山形市青少年問題協議会の開催

市の附属機関として、青少年の指導・育成・保護及び矯正に関する施策について協議し、関係行政機関に対し意見を述べるもの。

日時:令和6年7月25日(木) 会場:山形市役所11階大会議室

イ 青少年健全育成講演会の開催

現在の青少年を取り巻く問題を取り上げた講演会を開催し、広く市民の理解を深めるとともに、その後の指導や対応に生かした。

※ 青少年育成推進員連絡協議会、青少年育成市民会議、青少年指導センター指導委員連 絡会との合同開催

日 時:令和6年11月1日(金)

会場:山形国際交流プラザ(山形ビッグウィング) 2階大会議室

演 題:「こどものやる気との向き合い方 ―自主性は育めるのか― 」

講師:須江航氏(仙台育英学園高等学校 硬式野球部監督)

参加者:233名

ウ 青少年育成推進員の委嘱・活動促進

地域における青少年健全育成運動を組織的・継続的に推進するために、各地区の学区ごとに1~2名を委嘱し、「青少年育成推進員」59名で活動した。

エ 「やまがたの青少年」の発行

青少年問題協議会の開催時期に合わせて発行している。

200部発行し、各地区青少年健全育成連絡協議会、教育委員、市内高校等へ配布した。

オ 「大人が変われば子どもも変わる」県民運動への取り組み

書店・コンビニなどの有害図書類陳列状況一斉調査を、各地区における夏季一斉街頭指導時に実施した。また、青少年育成団体と共催の健全育成講演会開催時に、関係団体や一般市民の参加者に啓発品を配布した。

- ・有害図書陳列状況一斉調査(7~8月)…地区ごとに実施
- ・啓発品ティッシュ配布(青少年健全育成講演会時:11月)

(2) 取組2 青少年健全育成団体等への支援・協力

ア 地区青少年健全育成連絡協議会等の活動奨励

地域一体となって青少年健全育成運動を促進するための活動に対し奨励金を交付し、支援している。34地区に対し1地区65,000円を交付した。

活動内容:防犯ブザー等啓発品配付、だがしや・座禅会等独自事業、図書寄贈等

イ 青少年健全育成団体等の支援

青少年の健全育成・非行防止の自主的活動を展開する青少年育成団体等に、補助金等を交付し支援した。(補助金交付団体…3団体、負担金交付団体…2団体)

	団体名	金額(円)	活動内容
	山形市青少年育成市民会議	150,000	会員・有志が協力連携し、青少年の健全育成に関する市民運動を行う。
補助金	山形市子ども会育成連合会	470,000	子ども会活性化、各種研修会、ジュニアリーダーの育成、 功労者・優良子ども会の表彰など
	山形市PTA連合会	800,000	単位PTAとの連絡を密にし、教育振興の向上と 児童生徒の健全育成の推進を図る。
負	山形市青少年育成推進員 連絡協議会	350,000	地区における青少年健全育成活動を促進し、推進員 の資質向上と連携を図る。
負担金	山形市青少年指導センター 指導委員連絡会	350,000	青少年指導センターとともに、青少年の非行防止につい て情報交換し、研修ならびに会員相互の親睦を図る。

(3) 取組3 青少年が抱える問題の相談機関・専門機関との連携・周知

ア 子ども・若者育成支援の連携・協力

「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、困難を抱える子ども・若者を支援するために、 県で設置する『若者相談支援拠点』(県内8ヶ所、うち山形市内3ヶ所)と連携・協力しな がら啓発に努めた。

<山形市内の若者相談支援拠点>

施設名	所在地	相談受付		
認定特定非営利活動法人 発達支援研究センター フリースペース雨やどり	山形市小荷駄町2番7号 SUN まち内	電話受付 日~金曜日 10:00~17:00		
特定非営利活動法人 クローバーの会アットやまがた フリースペースいろは	山形市南原町一丁目 27番 20号	電話受付 月〜土曜日 10:00〜17:00 来所相談 火・水・木・土 14:00〜17:00		
特定非営利活動法人 プチユナイテッドアスリートクラブ あにまる p 1 u s +	山形市飯田三丁目2番12号	電話受付 月~金曜日 10:00~16:00		

(4) 取組4 二十歳の祝賀式の開催

二十歳を迎える者に社会の形成者として自覚を呼びかけるとともに、これを祝う「二十歳の祝賀式」を開催した。二十歳を迎える方が主体的に参加できる式典とするため、有志による実行委員会を組織し、式典内容の検討や運営を担った。

日時:令和7年1月12日(日)

会場:山形市総合スポーツセンター

参加人数:1,794名

施 策 2 児童・生徒の登下校時等の安全・安心確保

「子どもたちを より多くの目で見守ります」という基本理念のもと、「子どもの安全・安心対策の基本方針」(資料4)に基づき、実施主体や関係部課等と連携を図りながら、子どもの登下校時等の安全・安心の確保に努める。

(1) 取組 1 子どもの安全・安心対策の組織的推進

ア 通学路の安全確保

小学校通学路安全点検、冬期間の除排雪の対応を行い、通学路の安全確保を図った。 (学校教育課)

中学校通学路の防犯灯整備と維持管理を行った。(教育企画課)

イ 子どもたち自身の対処方法の知識や能力の向上

学校における防犯対策訓練等において、各種対策を実施した。(学校教育課) 全小中学校に対し安全マップ等を活用した安全指導を行うよう呼びかけた。(学校教育課)

(2) 取組2 子どもの安全・安心を地域で守る体制の充実

ア 子ども見守り活動の推進

各地区の「子ども見守り隊」運動を啓発・支援した。(社会教育青少年課)

イ 危険箇所の把握(危険が潜みやすい場所の改善)

街頭指導や巡回時に危険箇所等を把握した際は、関係部署に改善を依頼した。(社会教育青少年課)

安全マップの活用や見直しを図りながら、学校や地域からの情報に基づき、関係部署に改善を依頼した。(学校教育課)

(3) 取組3 緊急情報の迅速な配信

ア 「子ども安全情報配信システム」の運用(社会教育青少年課)

平成18年度から、「子ども安全情報配信システム」により、登録された携帯電話等に緊急情報を配信し、保護者をはじめ、広く市民に周知している。また、長期休業前や部活動の大会前に注意喚起を促すメールに加え、新たにインターネットの適切な利用についての注意喚起を配信し、事件・事故及び犯罪・非行の未然防止に努めた。令和3年度からは山形連携中枢都市圏の連携事業として、山形市を含む村山管内7市7町の不審者情報を配信している。

<子ども安全情報配信状況>

4 - 6 > 1 - 1 1 1 1 1 1 1 1 1								
年度	登録件数	配信件数	うち不審者情報 (山形市)	うち不審者情報 (広域)	うち注意喚起			
令和6年度	4,786件	29件	8件	16件	5件			
令和5年度	4,592件	49件	12件	30件	5件			
令和4年度	4,821件	57件	15 件	39件	3件			

(4) 取組4 一人にならない、一人にしないための仕組みの充実

ア複数での登下校

安全を最優先した複数での登下校について、小・中学校の実情に応じて実施した。 (学校教育課)

イ 体験活動や居場所づくり

放課後や週末における、児童の安全・安心な活動拠点を確保した。 放課後児童クラブ(保育育成課)、放課後子ども教室(社会教育青少年課)

施 策 3 青少年を取り巻く環境の改善

関係行政機関及び地域団体等と連携しながら、青少年に有害な環境の浄化に努める。

(1) 取組1 有害図書等の監視・調査

ア 有害図書調査

「大人が変われば子どもも変わる」県民運動の一環として、有害な図書類の陳列状況等を調査し、地域における青少年に有害な環境の浄化を図った。(再掲:施策1取組1のオ)

<陳列状況一斉調査状況>

		【上段】:調査した店舗数							
年 度	【下段左】	図書類有の	【下段右】:うち陳列優良の店舗数			店舗数			
	コンビ	_	書	店	その	他	合計	†	
△和 € 左座		87		6		13		<u>106</u>	
令和6年度	26	1	3	1	6	3	<u>35</u>	<u>5</u>	
△和 5 左座		79		3		8		<u>90</u>	
令和5年度	27	10	2	1	4	3	<u>33</u>	<u>14</u>	
令和4年度		78		5		12		<u>95</u>	
771144/支	22	10	5	5	2	2	<u>29</u>	<u>17</u>	

(参考:コンビニの対応について)

「青少年のための環境づくり懇談会」における申し合わせ事項により、「山形県コンビニエンスストア等防犯対策協議会」及び「山形県書店商業組合」は、有害図書類を18歳未満の者に販売・閲覧させないこととなっている。

イ 有害違法簡易広告物の監視

有害違法簡易広告物を発見した場合は、県へ通報することとしている。(実績なし)

(2) 取組2 青少年のインターネット適正使用の啓発

ア フィルタリングについての啓発

携帯電話やスマートフォンでのインターネットの適切な利用及びフィルタリングの 必要性、困った時の相談窓口等について、広報・啓発した。

・「広報やまがた」(R6.8.15号、R7.3.15号)、山形市ホームページへの掲載

イ インターネット適正使用等に関する研修会の実施

学校において、インターネット等の利用について児童生徒に対し指導するとともに、保護者に対し、指導及び啓発を実施した。(学校教育課)

インターネットに関わる生徒指導上の問題について、教職員の研修及び情報交換を実施。 また、情報モラル等の実践指導資料を作成し、小中学校の授業で活用できるようにホームページに掲載した。(学校教育課)

ウ インターネット等安全パトロールの実施

インターネット上の掲示板「コミュニティ掲示板(爆サイ)」への児童生徒の書き込みを検索閲覧する「ネット安全パトロール」を、平成24年4月から実施している。令和2年度後半には、パトロールする通信機器の環境整備を行い、近年若者の通信手段で浸透している「インスタグラム」等、SNS上でのパトロールを新たに開始するとともに、小中高校等一校ずつの校名検索により学校や個人が特定される書き込みのチェックを行うなど、監視方法やパトロール体制の改善と強化を図った。

<ネット安全パトロール実施状況>

年度別	<i> </i>	市	内	市	合計	
十段月	· 小十女人	小中学校 高校		小中学校		
令和6年度	検索		7,500		11, 278	18,778
で作り十段	学校等へ連絡	0	1	0	0	1
令和5年度	検索		6, 244		7,336	13,580
でからから	学校等へ連絡	0	2	0	0	2
令和4年度	検索		5,606		4,752	10, 358
714441支	学校等へ連絡	0	2	0	2	4

(3) 取組3 薬物乱用防止の啓発

国や警察庁などが作成した薬物乱用防止ポスターの掲示や、チラシやリーフレットを会議 において配布し、啓発した。

施 策 4 青少年を見守る街頭指導・少年相談の充実

青少年指導センターを拠点に、街頭指導と少年相談を実施するとともに、学校、関係機関・ 団体等と連携・協力しながら、青少年の非行防止対策・相談体制を推進する。

(1) 取組1 街頭指導の実施

ア 中央指導委員による街頭指導

市中心部の繁華街(駅前、七日町)を重点的に、平日の午前、午後、夕刻、夜間※の時間帯のうち1日1~2回街頭指導を実施した。長期休業期間中には、大型ショッピングセンター等が立地している嶋地区及び吉原地区を、学校教員等の協力も得ながら実施した。また、青色防犯パトロール車による街頭指導は、午後・夕刻の時間帯で週2回実施した。

※ 実施時間帯 午前 10:00~12:00 午後 14:30~16:30 夕刻 16:00~18:00 夜間 18:00~20:00

イ 学校の長期休業期間やお祭り時等の各地区街頭指導

各地区の街頭指導を、学校の長期休業期間やお祭りの時期等に実施した。また、地区内の 危険箇所を発見した際は報告をもらい、関係部署等に報告し改善を依頼した。

<街頭指導の状況>

	₩;	公 市	注意指導		注意指導	された少	年の行為		±10.1
年 度	指導 日数	従事 指導委員	キャナ	不健全 性行為	校則 違反	飲酒 喫煙	怠学	その他	声がけ 人数
令和6年度	363	1,771	4	0	0	0	0	4	14,460
令和5年度	449	2,012	10	0	0	0	0	10	19,780
令和4年度	451	1,946	0	0	0	0	0	0	19,496

^{※「}注意指導/その他」については、自転車の右側通行、道路でのスケートボード使用

(2) 取組2 少年相談の実施

ア 青少年指導センター少年相談員による電話・メール・面談による悩み相談の実施。

8名の少年相談員がローテーションを組み、相談日に1名ずつ従事し、学校生活や交友関係など様々な相談について対応した。

電話・面談:平日の午後1時~午後5時、メール:24時間受付(返信は平日)

<相談受理状況> (単位:件)

年度	電話	面談	メール	合計
令和6年度	44 (1)	0 (0)	20 (1)	64 (2)
令和5年度	88 (1)	1 (1)	30 (3)	119 (5)
令和4年度	86 (2)	0 (0)	34 (3)	120 (5)

※ 上記()内は他専門機関への"つなぎ紹介"件数

^{※「}声がけ人数」は、あいさつ等コミュニュケーションの他、注意喚起等の声がけをした人数

<相談等の内訳> (単位:件)

木	目談種別		電話			面談			メール	,		合計	
	年度	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6
	合計	86	88	44		1		34	30	20	120	119	64
相談者	少年本人	65	76	34				24	24	9	89	100	43
内訳	家族その他	21	12	10		1		10	6	11	31	19	21
対象	小学生	1	2	4				7	2	3	8	4	7
少年	中学生	12	12	7				9	9	8	21	21	15
内訳	高校生	45	66	31		1		10	10	6	55	77	37
	その他	28	8	2				8	9	3	36	17	5
相談	学校生活	8	1	8				13	8	1	21	9	9
内容	進路		2	0				3	1	4	3	3	4
内訳	部活		3	0				2	1	2	2	4	2
	不登校		1	1						1		1	2
	交友関係		8	0				2	4	2	2	12	2
	異性関係	7	4	8				1			8	4	8
	性に関すること	44	54	17				1		2	45	54	19
	いじめ	2	3	7				2	3	2	4	6	9
	家庭内暴力												
	虐待									1			1
	引きこもり												
	携帯電話		2			1				2		3	2
	家庭のこと	2						5	3		7	3	
	身体のこと	17	9	1					1	1	17	10	2
	しつけ								1			1	
	その他	6	1	2				5	8	2	11	9	4

<少年相談のPR・広報状況>

周知種類	周知対象	周知時期	備考
少年相談カード	小・中・高の児童生徒	7月・12月	小学生4年生以上対象
少年相談チラシ	小・中の保護者	7月・12月	全校生徒の保護者対象
広報やまがた	市全世帯	毎月1日号	
山形市ホームページ	閲覧者	通年	

(3) 取組3 研修会の実施や外部研修への派遣

ア 青少年指導センター指導委員、少年相談員を対象とした研修会の開催

(ア) 青少年指導センター指導委員連絡会研修会

日 時:令和6年6月11日(火)

会 場:山形市役所 11 階大会議室

演 題:「有害図書の定義及び調査の意義について」

講師:村山総合支庁子ども家庭支援課 青少年専門員

参加者:43名

(1) 少年相談員研修会

日 時:令和7年3月7日(金)

会 場:山形市総合学習センター2階科学研修室

演 題:「適応指導教室『風』の活動について」

講師:山形市総合学習センター指導主事

参加者:7名

(4) 取組4 広域連携の推進

ア 県内各青少年指導センターとの連携

山形県内の各指導(補導)センターの連絡協議会について、オンラインで総会を開催し、 情報共有、長期功労者表彰を行った。

- ·山形県青少年補導連絡協議会総会 令和6年5月10日(金)
- イ 関係機関との連携による合同街頭指導の実施等
 - (ア)他行政機関との連携

子どもたちの行動範囲の広がりにより、周辺市町から山形市へ、または、山形市から仙台市等への往来があるため、他市町等や山形警察署と合同での街頭指導を実施した。

a県、近隣市町との連携

参加者:上山市、天童市、山辺町、中山町、村山総合支庁

日 時:令和6年6月17日(月)(中学校総体振替日)

場 所:イオンモール天童

b 山形警察署との連携

日 時:令和6年10月1日(火)

場所:山形駅方面、駅ビル、近隣公園を中心に実施

c 仙台市との連携

日 時:令和6年10月17日(木)

場 所:仙台市中心街

(イ)教職員との連携

村山地区高等学校生徒指導協議会との情報交換や、中央指導委員として委嘱している小中高教職員と青少年指導センター専門指導員による長期休業時の街頭指導の実施など、市内小中学校及び村山地区の高校との連携・協力を図っている。

(ウ) その他健全育成団体等との連携

合同での街頭指導を実施し、子どもたちの今の状況把握と情報交換を行った。

a 山形市PTA連合会との連携

参加者:8名

日 時:令和6年11月20日(水)

場所:山形駅方面、駅ビル、近隣公園を中心に実施

b 山形南ロータリークラブ・山形イブニングロータリークラブとの連携

参加者:6名

日 時:令和7年3月4日(火)

場所:山形駅方面、駅ビル、近隣公園を中心に実施

街頭指導を通した、子どもたちの今の状況把握とその情報共有を行った。

ウ "いじめ・非行をなくそう"やまがた県民運動への取組

山形市青少年市民会議と連携し、市内小中学校から「いじめ防止標語」を募集した。また、 市内各小中学校より選考された最優秀者に記念品を贈呈した。

・応募校(小中学校):48校

·作品数:6,554作品

4 協議事項

令和7年度 青少年健全育成及び非行防止等の取組みについて

青少年の現況を踏まえ、健全育成及び非行防止活動を各種団体や関係機関と連携し工夫ある取り組みを実施します。

また、社会情勢の変化とともに青少年を取り巻く環境が大きく変わり、青少年問題もますます 多様化・複雑化していることから、青少年が抱える問題や困難等に対し適宜支援ができるよう安 全・安心な環境づくりを推進します。

施 策 1 青少年の健全育成活動の充実

青少年問題に関する理解・意識高揚を図り、青少年の健全育成運動を促進する。

- (1) 取組1 青少年の健全育成体制の充実
 - ア 山形市青少年問題協議会の開催 令和7年7月17日(木)山形市役所11階大会議室で開催
 - イ 青少年健全育成講演会の開催 令和7年10月開催予定
 - ウ 青少年育成推進員の委嘱・活動促進 学区ごとに選出された「青少年育成推進員」59名による活動
 - エ 「やまがたの青少年」の発行 令和7年7月発行
 - オ 「大人が変われば子どもも変わる」県民運動への取り組み 有害図書類陳列状況一斉調査:7~8月 啓発品キャラバン(ティッシュ配布)予定:10月(青少年健全育成講演会時)
- (2) 取組2 青少年健全育成団体等への支援・協力
 - ア 地区青少年健全育成連絡協議会等の活動奨励 地区へ奨励金を交付し、支援する。
 - イ 青少年健全育成団体等の支援 補助金交付団体…3団体、負担金交付団体…2団体への支援を継続
- (3) 取組3 青少年が抱える問題の相談機関・専門機関との連携・周知 県や「若者相談支援拠点」(山形市内3ヶ所)等との連携による支援。
- (4) 取組4 二十歳の祝賀式の開催 1月の成人の日の時期に合わせ、実行委員を組織し開催する。

施 策 2 児童・生徒の登下校時等の安全・安心確保

「子どもたちを より多くの目で見守ります」という基本理念のもと、「子どもの安全・安心対策の基本方針」(資料4)に基づき、実施主体や関係部課等と連携を図りながら、子どもの登下校時等の安全・安心の確保に努める。

- (1) 取組 1 子どもの安全・安心対策の組織的推進
 - ア 通学路の安全確保 中学校通学路の防犯灯整備と維持管理
 - イ 子どもたち自身の対処方法の知識や能力の向上 各学校における防犯対策及び安全指導
- (2) 取組2 子どもの安全・安心を地域で守る体制の充実
 - ア 子ども見守り活動の推進 各地区の「子ども見守り隊」運動を啓発・支援する。
 - イ 危険箇所の把握(危険が潜みやすい場所の改善) 危険箇所調査:令和7年7月~8月
- (3) 取組3 緊急情報の迅速な配信 「子ども安全情報配信システム」の運用
 - ・山形連携中枢都市圏の連携事業として村山管内7市7町の不審者情報等の配信
 - ・長期休業前等の注意喚起の配信
 - ・講演会や研修会などの情報配信
 - ・県や県警本部と連携した安全情報の配信
- (4) 取組4 一人にならない、一人にしないための仕組みの充実 青色防犯パトロールでの巡回、地域での見守り活動の推進

施 策 3 青少年を取り巻く環境の改善

関係行政機関及び地域団体等と連携しながら、青少年に有害な環境の浄化に努める。

- (1) 取組1 有害図書等の監視・調査
 - ア 有害図書類調査 有害図書類陳列状況調査:令和7年7月~8月
 - イ 有害違法簡易広告物の監視 通年実施
- (2) 取組2 青少年のインターネット適正使用の啓発 ア フィルタリング、ペアレンタルコントロールについての啓発
 - ・「広報やまがた」への複数回掲載

- ・山形市ホームページへの通年掲載
- ・「子ども安全情報配信システム」による啓発(拡充)
- イ インターネット適正使用等に関する研修会の実施 学校において情報モラル・ネットトラブルに関する研修会を実施(各学校)
- ウ インターネット等安全パトロールの実施 コミュニティ掲示板(爆サイ)及びSNS上の不適切な書き込みの通年監視
- (3) 取組3 薬物乱用防止の啓発
 - ・国や警察庁などが作成した薬物乱用防止ポスターの掲示、会議等でのチラシ配布
 - ・「子ども安全情報配信システム」による啓発(拡充)

施 策 4 青少年を見守る街頭指導・少年相談の充実

青少年指導センターを拠点に、街頭指導と少年相談を実施するとともに、学校、関係機関・ 団体等と連携・協力しながら、青少年の非行防止対策・相談体制を推進する。

- (1) 取組1 街頭指導の実施
 - ア 中央指導委員による街頭指導 市中心部の繁華街(駅前、七日町)を重点的に、平日毎日の実施 青色防犯パトロール車による機動力を活かした街頭指導の実施
 - イ 学校の長期休業期間やお祭り時等の各地区街頭指導
 - ·夏季休業中一斉街頭指導:令和7年7~8月
 - ・冬休み (年末年始)、春休み (年度末) での実施
 - ・その他行事等に合わせた街頭指導の実施
 - ウ 各地区街頭指導時の危険箇所の把握と改善 危険箇所調査:令和7年7~8月(施策2取組2のイ再掲)
- (2) 取組2 少年相談の実施

青少年指導センター少年相談員による悩み相談の実施

- ・電話、面談:平日の午後1時~午後5時
- ・メール:24時間受付(回答は平日)
- ・SNS相談との連携(山形市ホームページから相談窓口へ案内)
- (3) 取組3 研修会の実施や外部研修への派遣 青少年指導センター指導委員、少年相談員を対象とした研修会の開催

- (4) 取組4 広域連携の推進
 - ア 県内各青少年指導センターとの連携
 - ·山形県青少年補導連絡協議会総会 令和7年5月23日(金)
 - イ 関係機関との連携等
 - (ア)他行政機関との連携
 - a 県、近隣市町との合同街頭指導

参加者:上山市、天童市、山辺町、中山町、村山総合支庁

日 時:令和7年6月16日(月)(中学校総体振替日)

場 所:イオンモール天童

b 山形警察署との合同街頭指導

令和7年9月29日(月) 実施予定

c 仙台市との合同街頭指導 令和7年11月6日(木)実施予定

- (イ)教職員との連携
 - ・村山地区高等学校生徒指導協議会との情報交換
 - ・中央指導委員として委嘱している小中高教職員との合同街頭指導(夏季休業期間)
- (ウ) その他健全育成団体等との連携

山形市PTA連合会、山形南ロータリークラブ・山形イブニングロータリークラブと の合同街頭指導

ウ "いじめ・非行をなくそう"やまがた県民運動への取組 市内各小中学校から「いじめ防止標語」を募集し、各校代表優秀作品を表彰。

5 情報交換

各機関の青少年施策について

No.	機関名	青少年関連施策等 (取り組み、事業など)	配布資料
1	山形地方法務局 (山形人権擁護委員 協議会山形市部会)	・子どもの人権SOSミニレター・子どもの人権相談	・(資料)青少年関連施策等 ・今、悩みを抱えるあなたへ
2	山形保護観察所	・社会を明るくする運動について	・第75 回社会を明るくする運動 Time with Hope
3	山形警察署	・少年補導概況について	・少年補導 ・少年補導概況
4	仙台少年鑑別所 山形少年鑑別支所	青少年心理相談室(法務少年支援センター)の活動状況と教育関係機関との 連携状況	・あしたへ〜健全な育成をめざして〜 ・やまがた法務少年支援センター

○地方青少年問題協議会法

(昭和二十八年七月二十五日法律第八十三号)

最終改正:平成二五年六月一四日法律第四四号

(設置)

第一条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会(特別区にあっては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。)(以下「地方青少年問題協議会」と総称する。)を置くことができる。

(所掌事務)

- 第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。
- 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項 を調査審議すること。
- 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために 必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- 2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。 (経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十九第一項 の指定都市に 対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の 運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、 条例で定める。

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三二年六月一日法律第一五八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十二年八月一日から施行する。

附 則 (昭和三七年四月一六日法律第七七号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四一年三月三一日法律第一六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四三年六月一五日法律第九九号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五八年一二月二日法律第八○号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一○二号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三 十条の規定 公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「従前の府省」という。)の職員(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに これらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。)又はこれに置かれる部局若しくは機関の有当の無行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる 経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成二五年六月一四日法律第四四号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各 号に定める日から施行する。
- 二 第一条、第五条、第七条(消防組織法第十五条の改正規定に限る。)、第九条、第十条、第十四条(地方独立行政法人法目次の改正規定(「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置(第五十九条—第六十七条)」を「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置(第五十九条—第六十七条)

第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置(第六十七条の二一第六十七条の七)」に改める部分に限る。)、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除

く。)、第十五条、第二十二条(民生委員法第四条の改正規定に限る。)、第三十六条、

第四十条(森林法第七十条第一項の改正規定に限る。)、第五十条(建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。)、第五十一条、第五十二条(建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。)、第五十三条、第六十一条(都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。)、第六十二条、第六十五条(国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。)及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条(地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十一条の四に係る部分に限る。)、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日

(罰則に関する経過措置)

- 第十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした 行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任)
- 第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

〇山形市青少年問題協議会設置条例

昭和34年3月25日 条例第3号

改正 昭和43年6月15日条例第30号

平成13年3月23日条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第1条の規定に基づく機関の 設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(昭和43条例30・一部改正、平13条例10・全改)

(設置)

第2条 この市に、山形市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(昭和43条例30・一部改正、平13条例10・全改)

(所掌事務及び意見の具申)

- 第3条 協議会は、この市における次の各号に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 青少年の指導、育成、保護及びきよう正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査 審議すること。
 - (2) 青少年の指導、育成、保護及びきよう正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- 2 協議会は、前項に規定する事項に関し、市長及びこの市の区域内にある関係行政機関に対し、意 見を述べることができる。

(組織)

- 第4条 協議会は、会長及び委員30人以内で組織する。
- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が命じ、又は委嘱する。
 - (1) 市議会議員
 - (2) 関係行政機関の職員
 - (3) 学識経験がある者

(学識経験委員の任期)

- 第5条 前条第3項第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の 委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前項の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第6条 会長は、会務を総理する。
- 2 協議会に副会長2人を置く。
- 3 副会長のうち1人はこの市の教育長とし、他の1人は委員の互選によつて定める。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(平13条例10・一部改正)

(会議の議長)

第7条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(専門委員)

第8条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。 2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから、市長が命じ、又は委嘱する。 (委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(平13条例10・一部改正)

附則

この条例は、昭和34年4月1日から施行する。

附 則 (昭和43年6月15日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年3月23日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第3項の改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

〇山形市青少年問題協議会設置条例施行規則

平成13年3月28日教育委員会規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、山形市青少年問題協議会設置条例(昭和34年市条例第3号)第9条の規定に基づき、山形市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 協議会の会議は、会長が招集する。

(委員の議題提出)

第3条 委員が協議会の議題を提出しようとするときは、件名、提出理由及び必要な資料を、協議会開催5日前まで会長に送付するものとする。

(事務機構)

- 第4条 協議会に、幹事長、幹事及び書記若干人を置く。
- 2 幹事長、幹事及び書記は、この市の職員のうちから、教育委員会が命じ、又は委嘱する。
- 3 幹事長は、協議会の事務を掌理する。
- 4 幹事は、協議会の事務を処理する。
- 5 書記は、協議会の事務に従事する。

(幹事会)

- 第5条 協議会の事務の連絡調整を図るため、幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事会の会議は、必要に応じ幹事長が招集し、幹事長は、会議の議長となる。 附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

子どもの安全・安心対策の基本方針

(1) 方針策定の経緯

児童生徒が不審者から声をかけられたり、連れ去られようとするなど、子どもの安全・安心を脅かす事件等への対策として、平成18年1月に「子どもの安全・安心対策の基本方針」を策定。

平成21年2月には、実行性を高め効果的に推進していくための改定を行い、平成27年9月には、子どもたちを取り巻く社会環境等に即した安全・安心対策とするため二回目の改定を行った。

(2)目的

登下校時の危険性を踏まえ、安全・安心を守ることを目的とする。

(3)基本理念

「子どもたちを、より多くの目で見守ります」

子どもたちの安全・安心のために、可能な限り多くの対策を講じ、より多くの目で見守る。

(4)基本方針とその施策

基本理念をふまえ、次の二つの視点から子どもの安全・安心対策を推進する。(別表)

- ① 子どもが一人になる場面を、可能な限り無くすこと。
- ② 子ども自身が、自らを守ることを身につけること。

(5) 施策の推進にあたって

これらの安全・安心対策は、その全てが有機的に連携することによって、はじめて有効性を発揮する。「子ども安全対策会議」のもと、実施主体、関係部署等と連携して推進する。

また、保護者の協力を必要とするものについては、これを周知し、実効性を高めていく。

(4) 基本方針とその施策(別表)

	基本方針と施策	実 施 内 容	所 管 課			
子と	もの安全・安心対策を組織的に推済	進します。				
	関係部署との連携の充実	教育委員会内の関係課による「子ども安全対策会議」のもと、他 の部署とも連携して推進します。	社会教育青少年課			
子と	されたちの安全・安心を地域で守る体制の充実を推進します。					
	「子ども見守り隊」運動の充実	各地区で展開している「子ども見守り隊」運動を、啓発・支援します。	社会教育青少年課			
	「こども110番」の充実	学校、地域の関係団体と警察署との連携のもと、「こども110番」について啓発・支援します。	社会教育青少年課			
	公民館による防犯意識の高揚	関係機関の要望に基づき、公民館だよりや館内掲示スペース等に子どもの安全・安心対策に関する情報を掲載し、地域の防犯意識の高揚を図ります。	社会教育青少年課			
子と	子どもたち自身の対処方法の知識や能力の向上を推進します。					
	防犯訓練等の各種対策の実施	学校教育課から、全小中学校に訓練や講話の実施を呼びかけま す。	学校教育課			
	安全マップの活用	安全マップ等を活用した積極的な安全指導の実施を、学校教育課 から全小中学校に呼びかけます。	学校教育課			
緊急情報を迅速に送信し、即応性を高めます。						
	携帯電話等による「子ども安全情報配信システム」の運用	登録された携帯電話等に緊急情報を配信し、保護者をはじめ、広く市民に周知します。また、長期休業前には犯罪や非行の未然防止を促すメールを配信し、子どもの健全育成に努めます。	社会教育青少年課			
一人	、にならない、一人にしないための作	土組みの充実を推進します。				
	複数での登下校の実施	複数での登下校を出来る限り実施するように、学校教育課から全 小中学校に呼びかけます。	学校教育課			
	放課後子ども教室の実施	放課後や週末における、児童の安全・安心な活動拠点を確保します。	社会教育青少年課			
危険						
	防犯灯の設置と適正な維持管理の 推進	中学校通学路の防犯灯整備及び維持管理を行っていきます。	教育企画課			
	公園等の植栽やトイレの適正な維持管理の推進	学校や地域からの情報に基づき、関係部署に依頼します。	社会教育青少年課			
	街頭指導・巡回による危険箇所等 の把握及び改善	青少年指導センター指導委員による街頭指導・巡回において危険 箇所等を把握し、関係部署に改善を依頼します。	社会教育青少年課			
	空き家や倉庫、小屋など普段人影 の無い場所の適正な維持管理の推 進	安全マップの活用や見直しを図りながら、学校や地域からの情報 に基づき、関係部署に依頼します。	学校教育課			

< 参 考 >

	一人	にならない、一人にしないための仕組みの充実を推進します。		
			青色回転灯を装着した交通安全指導車により、通学路を中心に巡回します。	市民課
			青色回転灯を装着した街頭パトロール車により、不審者等による 犯罪の防止・抑制のため巡回します。	社会教育青少年課
			保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了 後等に適切な遊びや生活の場を与え健全な育成を図ります。	こども未来課